

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-05-01	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	細街路拡幅整備事業（助成）		部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	
			担当者名	宇野	内線	2844	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（29年度）	01-01-02	細街路拡幅整備助成費					
	01-01-03	細街路拡幅整備事務費					
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 29年度 ○ 28年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業						
開始年度	● 昭和 ○ 平成 59 年度		根拠	建築基準法、東京都建築安全条例			
終期設定	○ 有 ● 無 年度		法令等	荒川区細街路拡幅整備要綱			
実施基準	● 法令基準内 ○ 都基準内 ○ 区独自基準			計画区分	● 計画 ○ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	環境先進都市					
	政策	08	良好で快適な生活環境の形成				
	施策	03	快適な生活道路の整備				
目的	建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て細街路のみなし道路部分を拡幅整備することにより、幅員 4 m の道路空間を確保して、防災性の向上及び住環境の改善を図る。						
対象者等	細街路に面した敷地で、建築物の新築や建替え等を行う建築主、拡幅可能な土地所有者。ただし、市街地整備指導要綱、住宅等の建築に係る住環境の整備に関する条例に該当するものは除く。						
内容	建築基準法第42条第2項に規定する幅員 4 m 未満の道路（細街路）に面した敷地に、建築物の新築や建替え等を行う際に、建築主及び土地所有者の協力を得て、既存道路の中心から 2 m の位置を道路境界線とみなし、みなし道路部分（後退部分）を区が拡幅整備し、側溝の設置や路面の舗装を行う。平成28年度末現在、細街路延長 2 3 2 Km(両面)のうち、9 7 . 0 Km 拡幅整備済（整備率 4 1 . 8 %）。 1 . 区による細街路拡幅整備工事 2 . 助成金の交付（宅地建物取引業者等は除く） ・後退用地の除却・整地 @30,000/㎡ ・ブロック塀・擁壁の移設 @10,000/m ・すみ切り用地の整地 @60,000/ヶ所 3 . 後退用地にかかる固定資産税等の非課税申告手続きの代行（宅地建物取引業者等は除く） ・平成28年度は「一般社団法人 荒川区建築設計事務所協会」に@37,800/件で業務委託						
経過	昭和59年 昭和60年 平成 2 年 平成20、21年 平成29年	荒川区細街路拡幅整備要綱施行 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱施行 荒川区細街路拡幅整備要綱を一部改正し、助成金の交付を包含するとともに、 荒川区細街路拡幅整備に伴う助成金交付要綱を廃止 指定道路図及び指定道路調査作成委託 荒川区まちづくり情報配信用データ整備及び補正更新業務委託により 細街路等の道路の位置・種別を明示した指定道路図の情報配信に向けた準備					
必要性	建築基準法は昭和25年に施行したが、道路中心から 2 m 後退した部分の整備がされない実情であった。本事業により、建築主や土地所有者の理解と協力のもと、細街路拡幅整備が着実に進捗しており、必要不可欠である。密集地域の防災性の向上及び住環境の改善に寄与しているため必要性は高い。						
実施方法	(2 一部委託) (直営の場合 ○ 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員) 建築確認等の事前相談時に細街路拡幅事業の説明を行う。建築主等の承諾を得たものは、建築工事完了にあわせて細街路拡幅整備工事を実施し、助成金の交付、非課税申告の手続きの代行を行う。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		33,693	32,125	40,887	32,217	33,852	34,117	40,750
決算額（29年度は見込み）		30,056	29,849	38,266	30,881	30,684	30,498	40,750
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	整備件数（件）	214	213	238	234	233	230	233
	整備延長（m）	2,189	2,137	2,507	2,313	2,317	2360	2330
	整備面積（㎡）	1,280	1,301	1,514	1,379	1,400	1438	1404
	すみ切り整備（ヶ所）	32	28	36	32	28	20	26

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助等	後退用地整備等助成	23,546	負担金補助等	後退用地整備等助成	23,229	負担金補助等	後退用地整備等助成	25,154
一般需用費	消耗品費、印刷製本費	991	需用費	消耗品費、印刷製本費	1,016	需用費	消耗品費、印刷製本費	1,217
委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,145	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	3,251	委託料	後退用地非課税申告用資料作成委託	4,574
委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	3,002	委託料	指定道路図及び指定道路調査等更新業務委託	3,392
						委託料	統合型GISの公開に向けた私道データ整備委託	6,413

行政コスト計算書	勘定科目			27年度	28年度	差額	勘定科目			27年度	28年度	差額
	行政費用	給与関係費	-	21,545	-	行政収入	地方税	-	0	-		
		物件費	-	7,269	-		国庫支出金	-	6,500	-		
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-		
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-		
		補助費等	-	23,229	-		使用料及び手数料	-	0	-		
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	6,500	-		
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	1,149	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 46,693	-		
		その他行政費用	-	0	-		金融収支差額(d)	-	0	-		
		行政費用合計(b)	-	53,193	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 46,693	-		
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 46,693	-				
	備考											

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	後退用地整備率(%)	39	40	41	42	51	整備延長/整備対象道路延長両側
	公共施設後退整備率(%)	80	80	81	81	85	整備延長/整備対象道路延長

問題点・課題	○細街路拡幅整備に対する法的強制力がないため、建築主や土地所有者の理解と協力が不可欠である。 ○既存公共施設での後退整備が遅れている。対象施設は146施設あり、道路延長5,960mのうち4,826mが整備済である。(整備率81.2%、110施設整備済)						
他区の実況	(実施 20 区 未実施 2 区 不明 0 区) 23区実施率：91.3% (条例10区、要綱11区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、職員が土地所有者に細街路整備事業の趣旨を説明し拡幅整備を進める。	自発整備として9件の拡幅整備が出来た。	細街路拡幅整備の可能な駐車場や空地があれば、土地所有者に細街路拡幅整備事業の趣旨を説明し協力を得て、拡幅整備を進める。
	不燃化特区の指定地区においては、緑石整備済の敷地を新規にL型側溝整備に協力依頼を行い、拡幅整備を推進する。	今年度は、達成できなかった。	L型側溝ではなく縁石による整備した敷地は、建築主等に協力を得つつ、L型側溝による改修を推進する。
	施設管理課と協力して未整備の区有施設については、建設・改修工事にとらわれず計画的に拡幅整備をしていく。	原保育園の拡幅整備を実施した。	細街路拡幅整備が未整備の区有施設については、関連部署と協力し、建設・改修工事にとらわれず弾力的に拡幅整備をしていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	密集地域の防災性の向上及び住環境の改善のため重要である。

議 会 質 問 状 況 (要旨)	
------------------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-05-02	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	建築指導事務	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山		
		担当者名	佐久間	内線	2842		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-01-01	建築指導事務費					
事務事業の種類	新規事業（29年度 28年度）建設事業 それ以外の継続事業						
開始年度	昭和 平成 41年度		根拠	建築基準法、都市計画法			
終期設定	有 無 年度		法令等				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準		計画区分	計画 非計画			
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	12	利便性の高い都市基盤の整備				
	施策	01	快適な市街地環境への誘導				
目的	建築物の敷地、構造、設備及び用途等が法令に適合しているかどうかを審査、検査、指導をし、区内における建築物の安全性の確保と良好な住環境の維持保全を図る。						
対象者等	建築物の新築、増築、改築又は用途変更等を計画する者及び既存建築物の所有者等						
内容	1 建築物の確認審査及び検査 建築物の確認申請が法令に適合しているかどうか、工事着手する前に審査をし、確認済証の交付を行う。また、特定工程到達時、工事完了時に建築主事の検査を行う。 2 許可及び認定 建築基準関係法令に基づく許可及び認定、都市計画法53条に基づく許可を行う。 3 違反建築物等の取締 建築基準法に基づき良好な住環境を守るため、違反建築物を未然に防止することを目的とした現場パトロール、是正に向けた指導や保安上危険な建築物等に対する措置を行う。 4 各種調査及び証明 建築物の着工状況、建築物のうち老朽、増改築等により除却される建築物の状況を把握する建築動態統計調査を行う。また、租税特別措置法に基づく住宅用家屋証明書や道路位置指定図の証明等の交付を行う。						
経過	平成14年7月12日 建築基準法による形態規制等改正(形態制限の選択肢の拡充、地区計画制度の見直し) 平成15年7月25日 法52条8項による住宅系建築物の容積率割増迅速区域指定(同8月1日施行) 平成15年8月20日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示(383.5ha) 平成15年～16年 新たな防火規制(耐火性能の強化)・改正日影規制条例(測定面の変更等)の施行 平成19年6月20日 改正建築基準法の施行(建築確認・検査の厳格化、指定機関の業務適正化等) 平成20年～26年 地区計画区域内の制限条例(H20:南千住1・荒川1丁目地区)(H22:荒川5.6丁目地区)(H24:荒川2.4.7丁目地区)(H24:町屋2.3.4丁目地区)(H26:尾久中央地区) 平成21年2月27日 東京都建築安全条例7条の3による区域指定の告示(1.6ha)(同4月1日施行) 平成22年9月1日 円滑な建築確認手続き等に係る推進計画書(荒川区)の策定 平成26年6月4日 建築基準法の改正(木材利用の規制緩和等) 平成29年4月3日 建築計画概要書等の写しの証明書の交付						
必要性	地方自治体としての基本的な事務である。						
実施方法	(1直営) (直営の場合 ● 常勤 ● 非常勤 ○ 臨時職員)						

(単位：千円)

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		6,089	4,677	3,915	3,503	3,998	3,167	2,691
決算額（29年度は見込み）		3,429	2,561	3,007	2,710	2,814	2,254	2,691
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	建築確認申請数(区)	122	118	99	80	75	54	75
	建築確認申請数(民間確認機関)	498	497	565	477	544	538	544
	違反等件数	107	84	61	69	64	58	64
	証明発行件数	2,063	2,428	2,276	2525	2557	2459	4553

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
需用費	消耗品購入(図書等)	289	需用費	消耗品購入(図書等)	295	需用費	消耗品費・印刷製本費	376
役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	58	役務費	特定行政庁団体賠償責任保険料	110
委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,841	委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,804	委託料	特殊建築物定期調査報告業務委託等	1,916
委託料	構造計算適合判定業務委託	521	使用料等	建築行政共用データベース利用料	97	使用料等	建築行政共用データベース利用料	98
使用料等	建築行政共用データベース利用料	105				備品購入費	証明書発行用契印機	191

行政コスト計算書	勘定科目		27年度	28年度	差額	勘定科目		27年度	28年度	差額
	行政費用	給与関係費	-	115,318	-	行政収入	地方税	-	0	-
		物件費	-	2,196	-		国庫支出金	-	0	-
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	44	-
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-
		補助費等	-	58	-		使用料及び手数料	-	1,662	-
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	1,706	-
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	6,152	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 122,018	-
		その他行政費用	-	0	-		金融収支差額(d)	-	0	-
		行政費用合計(b)	-	123,724	-		通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 122,018	-
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-		
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 122,018	-		
	備考									

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	完了検査実施率(%)	95.9	96.1	95	95	100	検査済証交付件数/工事完了件数(28年3月31日現在)

問題点・課題	1 平成14年7月に建築基準法の集団規定が改正され、土地の有効高度利用の要請への対応や市街地環境の確保等を勘案しつつ、容積率制限、日影制限等の見直しを実施した。また、平成20年から地域特性に応じて用途制限等を強化できる地区計画制度を活用し、良好な都市環境の形成に資する取組みを推進してきた。今後も、多種多様な課題に的確に対応できるよう、建築物の制限について継続的に調査・研究していく必要がある。 2 平成26年6月の法改正により、合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、定期調査・検査報告制度の強化等が行われた。また、平成29年4月1日から建築物劣化等法が全面施行となり、迅速かつ的確な処理が課題となっている。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	建築基準関係法令等の改正情報について、早期の情報収集に努め、関連部署との連携を図りつつ、調査・研究を継続する。	建築行政会議への参画、説明会等に出席し、情報収集を行うとともに、視察会や地元協会向け建築行政連絡会を開催し交流を図った。	法令等の改正の機会を捉え、引き続き調査・研究を継続するとともに、必要に応じて見直しに向けた提案、検討を行う。
	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について引き続き検討する。	3機関に対し、立入検査を実施した。機関から送付された報告書等の点検・分析を行い、補正を指示するとともに必要な措置を講じた。	指定確認検査機関処理物件の点検等を継続するとともに、業務の適正化、迅速化に向けた方策について継続検討する。
	建築物等の事故に対する処理時間の短縮や専門知識の継承の仕方などを研究し、引き続き検討する。	法令等の運用や事故対応等について、職場内研修を実施した。また、一級・二級建築士資格取得に向けた支援、意欲の醸成を図った。	研修等を活用し職員の処理能力の向上を図るとともに、体制整備等について継続検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	建築基準法には、国民の生命・健康・財産を守るため、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低基準が定められている。

議(要旨)況	
--------	--

事務事業分析シート（平成29年度）

No1

主要事業	事務事業コード	11-05-03	戦略プラン	● 協働	○ 業務	○ 財務	○ 人事
事務事業名	応急危険度判定員制度	部課名	防災都市づくり部建築指導課	課長名	中山	担当名	伊藤
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（29年度）	01-02-01	応急危険度判定費					2847
事務事業の種類	○ 新規事業（○ 29年度 ○ 28年度） ○ 建設事業 ○ それ以外の継続事業						
開始年度	○ 昭和 ● 平成 7 年度 根拠 東京都被災建築物応急危険度判定要綱						
終期設定	○ 有 ● 無 年度 法令等 荒川区被災建築物応急危険度判定要綱						
実施基準	○ 法令基準内 ● 都基準内 ○ 区独自基準 計画区分 ○ 計画 ● 非計画						
行政評価事業体系	分野	安全安心都市					
	政策	11 防災・防犯のまちづくり					
	施策	01 災害時における体制の強化					
目的	震災により被災した区内建築物の使用の可否をいち早く判定し、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、区民の安全を確保することを目的とする。						
対象者等	震災により被災した区内建築物						
内容	震災発生時、応急危険度判定員が区内被災建築物等の被害状況を調査し、余震等による倒壊、部材の落下等の危険性の有無・程度を判定し、建築物に表示し、二次災害の防止、区民の安全の確保を図る。 1 東京都被災建築物応急危険度判定員（以下、「判定員」という。） 建築士法に定める建築士で、東京都主催の講習を受講し、東京都防災ボランティアとして登録された者（区在住または在勤の判定員215名うち、区職員47名） 2 荒川区被災建築物応急危険度判定員会（以下、「区判定員会」という。） 区在住または在勤の判定員により組織され、応急危険度判定を実施する会（会員73名） 3 被災建築物応急危険度判定実施本部 区災害対策本部内に建築指導課長を「本部長」として設置し、判定結果を取りまとめる 区の被災状況が著しく、自力での判定活動が困難な場合、東京都に支援を求める 判定員数等は、平成29年3月現在						
経過	平成13～26年度 年1回区判定委員会を実施 平成15、16年度 東京都の模擬判定実施訓練に参加 平成16年10月 新潟県中越地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成19年7月 新潟県中越沖地震において判定員として区職員派遣（1名） 平成28年4月 熊本県地震において判定員として区職員派遣（2名）						
必要性	震災時、被災した建築物が余震により生じる倒壊等の二次災害から区民の安全を確保するため、本制度の必要性は非常に高い。実施体制及び判定技術の向上を図り、震災時、迅速かつ確実に応急危険度判定を実施するため、本制度は必要不可欠である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 ● 常勤 ○ 非常勤 ○ 臨時職員）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額		32	32	32	31	31	31	31
決算額（29年度は見込み）		3	4	4	4	4	4	31
実績の推移	事項名（29年度は見込み）	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
	区判定員会総会出席者	22	25	23	23	24	24	40

予算・決算の内訳								
平成27年度（決算）			平成28年度（決算）			平成29年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	判定員総会講師謝礼	0	需用費	判定員総会賄	4	報償費	判定員総会講師謝礼	26
食糧費	判定員総会賄	4				需用費	判定員総会賄	5

行政コスト計算書	勘定科目			27年度	28年度	差額	勘定科目			27年度	28年度	差額
	行政費用	給与関係費	-	2,678	-	行政収入	地方税	-	0	-		
		物件費	-	4	-		国庫支出金	-	0	-		
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-		
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-		
		補助費等	-	0	-		使用料及び手数料	-	0	-		
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	0	-		
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	143	-		行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 2,824	-		
		その他行政費用	-	0	-		金融収支差額(d)	-	0	-		
	行政費用合計(b)	-	2,824	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 2,824	-				
	特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-				
	特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 2,824	-				
	備考											

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
指標	区判定員会会員数(名)	74	71	74	80	90	最終目標 100名

問題点・課題	- 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう模擬訓練等により、区判定員会の体制を強化すると共に、平常時から会員の応急危険度判定技術の向上を図る必要がある。 - 震災時、迅速かつ確実な判定活動が実施できるよう、判定に関する計画等を再検証する必要がある。 - 震災時、被災する建築物が広範囲に及び可能性があり、区在住・在勤の判定員のみでは対応できない可能性があるため、他地域からの応援依頼及び受入体制を確立しておく必要がある。 - 転居・転勤により区判定員会から退会者がいる一方、新規入会者は少なく、また会員の高齢化も進んでいる。
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	新規判定員の入会者の増員を目指し、新規登録者以外への勧誘も行っていく。	判定員の協力により、一度退会した判定員の再入会があった。	増加傾向にあるが、退会者も同人数程度いる現状のため、引き続き新規入会者等への勧誘を行っていく。
	訓練内容を充実させ、更なる技術向上を目指す。	熊本県地震時に派遣へ行った職員による講演により、充実した模擬訓練を実施し、技術向上を図ることが出来た。	電話及び電子メールによる訓練の回答率の更なるアップを目指す。また、継続的な簿議訓練により判定員の更なる技術向上を図る。
	地区ごとの機材の確認及び災害時の対応方法等についてさらに検討を行う。	地区ごとの機材や資材確認をし、数量等を把握することができた。	判定員チーム編成の再確認をし、それに伴う各地区の機材等の不足を解消するよう計画を作成する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
継続	継続	マグニチュード7.0クラスの運動型大規模地震の切迫性が叫ばれる今、余震時の二次災害を防止し、区民の安全を確保を図るため、引き続き継続して取り組む必要がある。

議(要旨)問状	
---------	--

No1

(単位：千円)

[illegible]

		勘定科目			27年度	28年度	差額			勘定科目			27年度	28年度	差額
行政コスト計算書	行政費用	給与関係費	-	3,486	-	行政収入	地方税	-	0	-					
		物件費	-	0	-		国庫支出金	-	0	-					
		維持補修費	-	0	-		都支出金	-	0	-					
		扶助費	-	0	-		分担金及び負担金	-	0	-					
		補助費等	-	0	-		使用料及び手数料	-	0	-					
		減価償却費	-	0	-		その他	-	0	-					
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	-	0	-		行政収入合計(a)	-	0	-					
		賞与・退職給与引当金繰入額	-	186	-	行政収支差額(a)-(b)=(c)	-	▲ 3,672	-						
		その他行政費用	-	0	-	金融収支差額(d)	-	0	-						
		行政費用合計(b)	-	3,672	-	通常収支差額(c)+(d)=(e)	-	▲ 3,672	-						
特別費用(g)	-	0	-	特別収入(f)	-	0	-								
特別収支差額(f)-(g)=(h)	-	0	-	当期収支差額(e)+(h)	-	▲ 3,672	-								
備考															

指標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		26年度	27年度	28年度	29年度見込み	目標値(38年度)	
標	住宅の耐震化率(%)	82	83	84	85	95	耐震性のある住宅戸数/全体住宅戸数 32年度目標95%
	民間特定建築物の耐震化率(%)	95	95	96	97	100	32年度目標100%
	防災上重要な公共建築物の耐震化率(%)	99	100	100	100	100	32年度目標100%

問題点・課題	改定した耐震改修促進計画で定めた目標の耐震化率を達成するためには、今後も普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図り、手厚い補助制度等を積極的に利用してもらい、建替え、耐震補強につなげていくことが課題となっている。						
他区の実況	(実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)						

問題点・課題の改善策			
	平成28年度に取り組む具体的な改善内容	平成28年度に実施した改善内容および評価	平成29年度以降に取り組む具体的な改善内容
	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。	平成28年3月に改定した耐震改修促進計画の目標値に向け、施策を実施している。	平成32年度の目標値達成に向けて、更なる普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
29年度	30年度	
重点的に推進	重点的に推進	区内の建築物の耐震化を促進し防災性の向上を図るため、本促進計画の必要性は高い。

議案(要旨)状況	
----------	--